

議案第58号

財産を無償で譲渡すること（(元)赤碕高等学校プール）について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成27年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 財産の内容

種 類	所 在 地	数 量
土 地	東伯郡琴浦町大字赤碕字澤山1945番32	1,291.52平方メートル
工 作 物	東伯郡琴浦町大字赤碕字澤山1945番32	一式

2 相 手 方

東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

琴 浦 町

3 理 由

学校再編により廃止となった県立高等学校のうち、県で活用の予定がなく、琴浦町から地域住民の防火水槽として活用したい旨の要望のあった土地及び工作物について無償譲渡しようとするものである。